

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の役割を担う事業所として届出を行う際は、
以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

追加項目の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>その他の運営に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所) 第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>(1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する等、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保したうえで、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>(3) 体験の機会・場 病院や施設、親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障がい有者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。</p> <p>(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。</p>	<p>1. 各事業所の実態に応じて、(1)～(5)のうち実際に担う機能を記載してください。</p> <p>2. 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届け出を行う場合、<u>少なくとも(1)(2)(5)の機能を担うことが届出(所定の加算算定)の要件となります。</u> <u>短期入所事業所、訪問系サービス事業所は相談支援事業所から緊急の受入や対応の要請があった場合にできる限り協力するということが要件となるため(2)を記載してください。</u></p> <p>3. 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)及び施設入所支援事業所が届け出を行う場合、<u>少なくとも(3)の機能を担うことが届出(所定の加算算定)の要件となります。</u></p> <p>4. 障害児通所支援事業所が届け出を行う場合、地域の体制づくりの機能を強化する観点から、(3)(5)を記載してください。</p>